

普通保証の特例措置（協調支援保証制度）に関する取扱要領

1 目的

中小企業・小規模事業者が様々なライフステージの中で直面するリスクに対して、信用保証協会と金融機関が協調して支援を行うことにより資金調達の円滑化を図るとともに、両者がリスク分担を行うことで適切な期中管理・経営支援を実施することを目的とする。

2 申込人の資格要件

対象は次の全ての要件を満たす中小企業・小規模事業者とする。

- (1) 普通保証に準じた保証利用要件を満たしていること。
- (2) 取扱金融機関における与信取引が1年以上あること。
- (3) 取扱金融機関においてプロパー融資が可能な財務内容および返済能力を有していること。

3 取扱要領

(1) 特例措置の内容

本保証制度は普通保証制度の特例扱いとし、保証申込受付から原則3営業日以内に保証の可否に関し回答するものとする。

ただし、以下(4)に掲げる保証審査に必要となる資料が整っていることを要する。

(通常の無担保枠の範囲での取り扱いとなります。)

(2) 特例措置の取扱い条件

- ① 取扱金融機関は、本保証による融資の取り扱いと同時に、本保証付融資金額の50%以上の金額で、貸付形式、貸付期間、返済方法および連帯保証人について、本保証付融資と同条件のプロパー融資（以下、「本件プロパー融資」という。）を行うこと。
- ② 返済金は、本保証付融資および本件プロパー融資を同等に取り扱うこと。
- ③ 担保を徴求する場合、本保証付融資と本件プロパー融資を同順位とすること。
- ④ 本保証は、代理貸付による取り扱いを不可とする。

(3) 協調融資体制

事故報告書の受領後においても、返済金の扱いは3(2)②によるが、本保証付融資の預金相殺および条件外担保移転については、他のプロパー融資と同様とする。

(4) 必要書類

- ① 申込書類一式（信用保証委託申込書、信用保証依頼書（資金の必要性について明記）等）
- ② 試算表、資金繰り表等の直近の状況が分かる資料

4 申込方法

本保証の申込は取扱金融機関経由とし、信用保証依頼書の保証制度名欄に「コラボQ」と表示の上、申し込むものとする。

5 取扱期間

本特例の取扱期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの保証申込受付分とする。

6 その他

本要領に定めのない事項については、普通保証制度に準じて取り扱う。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から実施する。